

いちご一会とちぎ国体下野市ボランティア募集要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市市民運動基本計画に基づき、下野市で開催されるいちご一会とちぎ国体及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において活動するボランティアの募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 名称及び募集主体

ボランティアの名称は、いちご一会とちぎ国体下野市ボランティア（以下単に「ボランティア」という。）とし、募集の主体は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 活動期間

活動の期間は、ボランティアの登録日から大会終了日までとする。

4 種別、活動内容

ボランティアの活動内容は次のとおりとする。

(1) 広報ボランティア

区 分	主な活動内容
大会広報・PR活動	◦各種イベント会場におけるPR活動 ◦国体イメージソング・国体ダンスの普及 ◦個人のSNS等の活用による大会情報の発信 ◦環境美化・清掃活動等の実施 ◦おもてなしグッズ・市PRグッズ等の製作
記録収集	◦イベント会場および競技会場における写真・映像等の撮影記録

(2) 運営ボランティア

総合案内所	◦総合案内所での大会情報等の提供 ◦おもてなしブースでの接待
受付・会場案内	◦競技会場での受付、案内及び誘導 ◦その他の大会運営に関する活動
休憩所・弁当配付	◦休憩所でのドリンクサービス ◦弁当引換所での弁当配付及び空き箱回収
環境美化	◦競技会場及びその周辺の清掃美化

駐車場	◦競技会場駐車場及び臨時駐車場での交通整理、誘導等
輸送・交通	◦駅及びバス発着所での輸送・交通機関の案内及び誘導
その他	◦その他競技運営に関する活動

5 応募要件

募集要件は、次の各号に掲げる事項に該当する者又は団体とする。

- (1) 原則として、下野市内に在住、在学又は在勤していること。また、団体においては、下野市に活動の拠点をもつ団体であること。
- (2) 応募の時点で小学生以上であること。ただし小学生個人の活動時には、保護者の同伴を有すること、また、小学生が所属する団体が活動する場合は、20歳以上の付き添いを有すること。
- (3) 応募の時点で18歳未満の場合は、保護者の同意があること。

6 募集期間

募集期間は、令和2年4月1日から実行委員会が必要と認める期間までとする。

7 募集方法

募集については、市広報紙、市ホームページ、及び各種広報紙等を活用する。また、募集案内や申込書を市施設等で配布するほか、関係機関・団体の協力のもと、広く周知を行う。

8 応募方法

所定の申込書及び必要書類を、実行委員会事務局あてに郵送、ファックス、メール又は持参のいずれかの方法により行うものとする。

ただし、保護者の同意が必要となる場合は、郵送又は持参に限る。

9 登録・変更・取消・抹消

- (1) 実行委員会は、募集要件を満たした応募者をボランティアとして登録するものとする。
- (2) 1人（1団体）につき1回の申請とし、二重登録は認めない。
ただし、広報ボランティア・運営ボランティアの両方を活動内容として登録することはできる。
- (3) ボランティアの登録を受けた者及び団体（以下「登録者」という。）が登録内容の変更又は取消をしようとするときは、本人又は当該団体の代表者が実行委員会に申出を行うものとする。ただし、18歳未満の者にあつては、保護者の同意を必要とする。

(4) 実行委員会は、登録者が大会又は実行委員会のイメージを損なう行為をしたとき、又はボランティア活動に支障があると判断したときは、登録を抹消することができる。

10 活動期間、活動場所及び活動内容の決定

登録者の具体的な活動期間、活動場所及び活動内容は、登録後に実行委員会が実施する活動希望調査等を参考に決定する・

11 説明会及び講習会

実行委員会は、登録者に対し、大会に関する知識を深め、おもてなしの心を育むとともに、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて説明会、講習会等を開催する。

12 報酬及び交通費等

- (1) 活動、説明会及び研修の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 登録者であることを識別できる服飾等及び食事等については、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

登録者は、その活動並びに説明会及び研修会の参加に当たり、必要に応じて実行委員会の負担で傷害保険及び賠償保険に加入するものとする。

その他の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の保護

登録者の個人情報については、実行委員会が大会準備及び運営のためのみに使用するものとし、法令及び下野市個人情報保護条例に基づき、適正に管理する。

15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。